



切り取ってご利用ください

selection2009 壺 よし ざわ ぎ ぞう  
**生誕140年記念 吉澤儀造**

**吉**澤儀造は1869年に三重県鈴鹿郡関町(現・亀山市)に生まれた洋画家です。吉澤は、若き小杉放菴が画塾・不同舎へ入学する際に同伴した先輩として知られ、不同舎を中心に活躍しましたが、34歳という若さで亡くなりました。

鮮やかな色彩と緊張感のある構図が織りなす彼のみずみずしい水彩画は、没後100年以上を経た今も少しも色あせることはありません。その作品には明治期の日光を描いたものもあり、彼が日光を訪れたことをうかがい知ることができます。

今回は、生誕140年を記念して、当館で所蔵する彼の全作品のほか、不同舎で共に学んだ小杉放菴らの作品も一堂に展示し、「幻の画家」と呼ばれる吉澤儀造の画業を紹介します。

開催期間：4月11日(土)～5月24日(日)  
 開館時間：午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
 休館日：毎週月曜日(祝日のときは翌日)  
 入館料：一般…700(300)円、大学・高校生…500(200)円、小・中学生…無料  
 ※( )内は市民割引券を利用した際の料金です。



吉澤儀造「日光の初雪」紙・水彩 1899(明治32)年



小杉放菴記念日光美術館

4月1日から

**日光市屋外広告物条例**

**が施行されます**

日光市は、平成16年6月制定の景観法に基づく景観行政団体となっており、良好な景観形成のための日光市景観計画が平成20年8月1日に施行されました。さらに、4月1日からは、屋外広告業に係る一部の事務を除き、屋外広告物の掲出許可などに関する事務が県から市に権限移譲されます。そこで今回は、日光市景観計画を踏まえて策定し、4月1日から施行される「日光市屋外広告物条例」についてお知らせします。

◆屋外広告物とは

屋外広告物法による屋外広告物とは、「常時または一定の期間を継続して屋外で公衆に表示されるもの」と規定されています。その主なものは、お店の看板やネオンサイン、誘導案内板、アドバルーン、電柱広告のほり旗、ポスターなどで、表示する内容によっては、のれんやちようちんも該当します。



◆条例で指定される地域

屋外広告物などを掲示する場合には、法令の規定により表示するものなど適用除外となる一部の広告物を除き、原則として市長の許可が必要となります。地域によって許可の条件などに違いがありますが、市内には大きく分けて次の3つの地域があります。

①禁止地域

国立公園内や主要な道路、鉄道と

その沿線などが禁止区域です。公共的な目的の場合や自己所有地内に自己の名称などを表示するなど、一定の基準に基づき市長の許可を得た場合を除き、広告物などの掲示を禁止します。

②許可地域

禁止地域以外の地域が許可地域になります。広告物などを掲示する場合、事前に一定の基準に基づき市長の許可を得なければなりません。

③景観保全型広告整備地区

禁止地域・許可地域にかかわらず、良好な景観を保全・形成する上で特に配慮すべき区域を景観保全型広告整備地区に指定します。広告物などを掲示する場合、事前に日光市景観計画に掲げた行為の制限に基づき、市長の許可を得なければなりません。

◆条例におけるその他の規定

日光市屋外広告物条例におけるその他のの規定には、次のような項目があります。

◆禁止物件

橋りょうや道路の路面、信号機などの公共物や景観重要建造物などに広告物を掲示することを禁止します。

◆禁止広告物

著しく汚損したもや道路交通の安全を阻害する広告物を掲示することを禁止します。

◆除却の義務

許可期間が満了した場合や許可が取り消された場合などは、直ちに広告物を撤去しなければなりません。

◆違反に対する措置

市長は、条例の規定や許可の条件に違反した広告物について、撤去させるなど、公衆の危害防止のために必要な措置を設置者に命ずることができます。また、これらの措置を自ら行うことができます。

◆罰則

違反広告物の除去命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金が科されます。

◆手数料

屋外広告物の許可申請には、広告物の種類や数、期間などに応じ、手数料が必要となります。

◆ご注意ください

屋外広告物を新たに設置したり、改修する場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

くわしくは  
 都市計画課 都市計画係

☎(21) 5102

**日光市の文化財**

25

日光市指定文化財  
 座禅院権別当の墓



種別 史跡  
 指定年月日 昭和35年8月22日  
 【旧日光市指定】  
 所在地 日光市匠町  
 (浄光寺境内)

鎌倉時代以降、鎌倉にある光明院の住職が日光山の最高責任者である座主<sup>ざす</sup>に就いていましたが、日光にあった座禅院の僧侶が光明院の代役を果たしていました。応永二七(一四二〇)年に光明院が途絶えると、座禅院の歴代住職が寺務を統括する権別当として、慶長一八(一六一一)年までの約二〇〇年にわたり、日光山の管理を行いました。この間に一五代の権別当がいましたが、そのうち昌源<sup>まさみね</sup>など六基の墓が、浄光寺境内の北西の隅に残っています。

歴代の権別当は、日光山の支配力を強化するだけでなく、文化の興隆にも尽くしました。中でも寛正四(一四六三)年に権別当となった昌源は、堂社を再興し、経蔵を建て、数万株の松や杉の植樹を行うなど多くの功績を残しています。座禅院権別当の墓は、保存状態が良好な中世の石造物として、また当時の日光山の歴史を語るものとして重要な史跡です。

